

随意契約による売却により買受人となるべき者の決定の公告

下呂市告示第172号

令和6年6月24日

下呂市長 山内 登 印

下記のとおり、売却財産の買受人を決定しましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

売却財産		売却価額	買受人の氏名
名称、性質及び所在等	数量		
	別紙のとおり	190,500円	
買受人の決定年月日		令和6年6月20日	
売却決定	日 時	令和6年7月12日 10時00分	
	場 所	下呂市役所税務課	
備 考			